

平成 21 年毎月勤労統計調査特別調査の結果概要（広島県分）

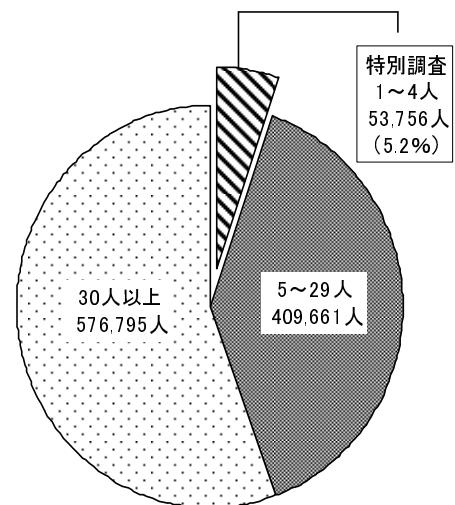
1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、常用労働者 1 人以上 4 人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにし、毎月実施されている常用労働者 5 人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的として、毎年 7 月 31 日現在で、年に一度実施しているものです。

この概要は、広島県内 47 調査区で約 490 事業所を対象に行った調査結果を取りまとめたものです。

- ・ 毎月勤労統計調査による
広島県の事業所規模別常用労働者数
(7 月 31 日現在)



全常用労働者数：1,040,212人

(2) 主要な調査事項

- ① 主要な生産品目又は事業内容
- ② 常用労働者の数
- ③ 常用労働者ごとの状況
 - ・ 性、年齢、勤続年数
 - ・ 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - ・ きまって支給する現金給与額
 - ・ 特別に支払われた現金給与額

2 結果のポイント

1 賃金

調査産業全体の平成 21 年 7 月における 1 人平均きまって支給する現金給与額は、207,905 円で、前年比 11.2%の増加となった。

2 出勤日数

調査産業全体の平成 21 年 7 月における 1 人平均出勤日数は、21.7 日で、前年と同じとなった。

3 雇用

調査産業全体の平成 21 年 7 月末推計常用労働者は、53,756 人で、前年比 9.0%の増加となった。

3 調査結果

(1) 賃 金

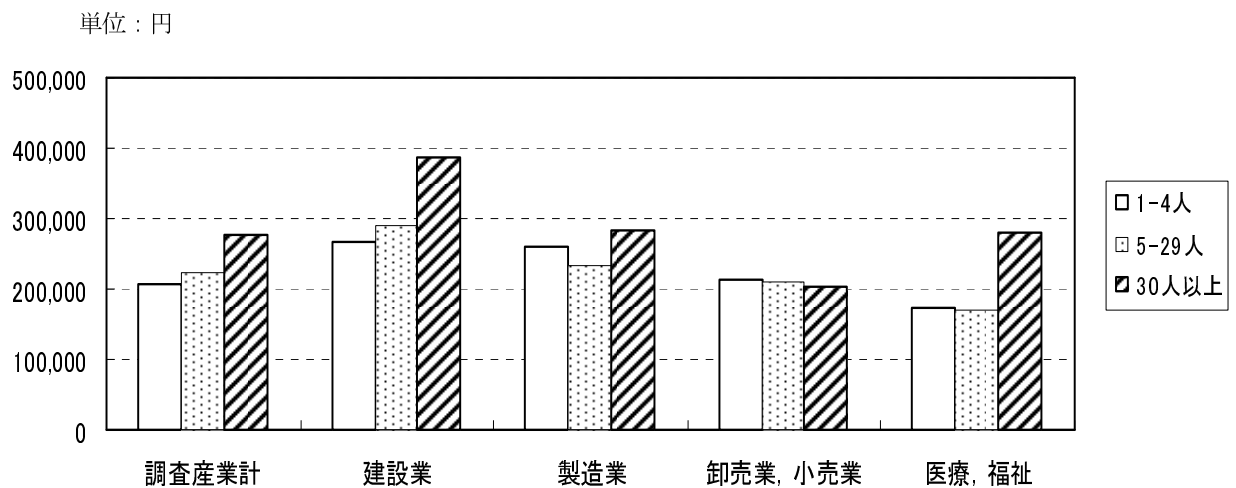
① きまって支給する現金給与額

事業所規模 1～4 人の事業所について、平成 21 年 7 月（以下「7 月」という。）における 1 人平均きまって支給する現金給与額は、調査産業計で 207,905 円と前年に比べ 11.2%の増加となった。

7 月における、事業所規模別の支給額は調査産業計の常用労働者数 5～29 人では 222,477 円、30 人以上では 275,735 円となり、事業所規模の大きな事業所、特に 30 人以上の事業所の支給額が多くなった。（図 1）

ただし、産業別にみると、卸売業、小売業においては、事業所規模の違いによる支給額の格差はあまり見られない。

図 1 産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額



② 特別に支払われた現金給与額（常用労働者、勤続 1 年以上）

平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までの 1 年間に支給された賞与など特別に支払われた現金給与額は、常用労働者の調査産業計では、1 人当たり 284,674 円と前年に比べ 31.8%の増加となった。

男女別にみると、男性は 401,570 円で 19.5%の増加、女性は 171,323 円で 28.9%の増加となった。

(2) 出勤日数と労働時間

① 出勤日数

7 月における 1 人平均出勤日数は、調査産業計で 21.7 日と前年と同じであった。

② 労働時間

7 月における 1 日当たりの総実労働時間は、調査産業計で 7.5 時間と前年に比べ 0.3 時間の増加となった。

最近の労働時間をみると、平成 18 年 7.2 時間、19 年 7.3 時間、20 年 7.2 時間である。

(3) 雇 用

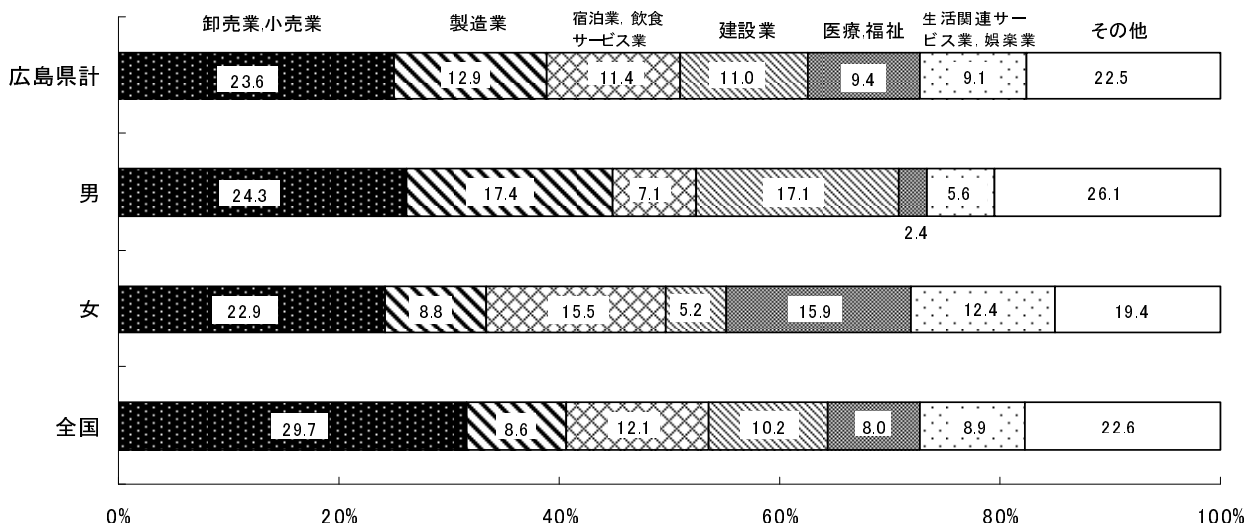
7月における月末推計常用労働者数は、調査産業計で53,756人と前年に比べ9.0%の増加となった。

産業別にみると、卸売業、小売業が最も多く12,668人(23.6%)、次いで、製造業の6,949人(12.9%)、宿泊業、飲食サービス業の6,148人(11.4%)、建設業5,887人(11.0%)の順となった。

男女別でみると、男女とも卸売業、小売業が最も多く(男性24.3%、女性22.9%)、次いで、男性は製造業(17.4%)、建設業(17.1%)、女性が医療、福祉(15.9%)、宿泊業、飲食サービス業(15.5%)とほぼ同じで続いている。

また、全国と比べると、卸売業、小売業の割合は6.1ポイント低く、製造業の割合が4.3ポイント高くなった。(図2)

図2 産業、性別常用労働者の構成比



利用上の注意

日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、平成21年調査から表章産業を改定後の日本標準産業分類に基づくこととした。

なお、毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査、また平成20年以前の毎月勤労統計調査特別調査結果との比較に当たっては、次のとおりとした。

- 調査産業計、建設業、製造業、卸売業、小売業及び医療、福祉については、改定前の日本標準産業分類に基づく調査産業計、建設業、製造業、卸売・小売業及び医療、福祉のそれぞれと分類の範囲が同一又は類似であるため比較を行っている。
- 宿泊業、飲食サービス業及び生活関連サービス業、娯楽業については改定前の産業分類とは分類の範囲が大きく異なるため比較していない。

【お問い合わせ先】

広島県企画振興局政策企画部統計課経済統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL (082) 513-2540 (ダイヤル)

○ この報告書の内容は、広島県の統計ホームページ「広島の統計」でも提供しています。

ホームページアドレス <http://dbl.pref.hiroshima.lg.jp//toukei/index.html>

○ 全国の調査結果は、厚生労働省のホームページに掲載されています。